

令和 5 年度第 1 5 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 5 年 1 月 7 日

担当部・課：牡鹿総合支所地域振興課〔内線 2 5 5〕

産業部観光課〔内線 3 5 3 3〕

① 件 名												
石巻市牡鹿地域拠点エリアの指定管理者の指定について												
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）												
<p>【背景】 石巻市牡鹿地域拠点エリアについては、令和元年 9 月より指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたが、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって指定管理期間が満了となる。</p> <p>【目的】 効果的かつ効率的な管理運営を図るため、引き続き指定管理者制度を導入し、令和 6 年 4 月 1 日からの指定管理者を指定するもの。</p>												
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性												
<p>【根拠法令】 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 （平成 1 7 年 1 2 月 1 9 日石巻市条例 3 2 1 号） 石巻市牡鹿地域拠点エリア条例（平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日石巻市条例第 5 1 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】</p>												
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和元年</td> <td style="width: 15%;">9 月</td> <td>指定管理開始（観光物産交流施設）</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年</td> <td>4 月</td> <td>指定管理開始（おしかホエールランド・その他付帯設備）</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年</td> <td>9 月</td> <td>指定管理者指定申請受付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 0 月</td> <td>候補者の選定</td> </tr> </table>	令和元年	9 月	指定管理開始（観光物産交流施設）	令和 2 年	4 月	指定管理開始（おしかホエールランド・その他付帯設備）	令和 5 年	9 月	指定管理者指定申請受付		1 0 月	候補者の選定
令和元年	9 月	指定管理開始（観光物産交流施設）										
令和 2 年	4 月	指定管理開始（おしかホエールランド・その他付帯設備）										
令和 5 年	9 月	指定管理者指定申請受付										
	1 0 月	候補者の選定										
⑤ 主な内容												
<p>1 名 称 石巻市牡鹿地域拠点エリア</p> <p>2 所 在 地 石巻市鮎川浜南地内</p> <p>3 施 設 概 要</p> <p>(1) 観光物産交流施設 鉄骨造平屋建て：延床面積 1, 2 8 6 m²</p> <p>(2) おしかホエールランド 鉄骨造平屋建て：延床面積 1, 1 2 7 m²</p> <p>(3) その他付帯施設 捕鯨船：1 9 5 7 年建造、総トン数 7 5 8 トン、長さ 6 8 . 3 7 m 捕鯨船前広場：1 3, 3 1 3 m² イベント広場： 2, 6 8 0 m² 多目的広場： 1, 4 4 1 m² 北駐車場： 乗用車 3 3 台</p> <p>4 指定管理候補者及び選定方法</p> <p>(1) 選定候補者 一般社団法人 鮎川まちづくり協会 代表理事 齋藤 富嗣</p> <p>(2) 選定方法 非公募</p>												

(3) 選定理由 牡鹿地域拠点エリアの管理運営は、捕鯨の歴史文化の紹介、地域の魅力などの情報を発信していくために地域の状況に精通していることが求められ、また、航路事業者や飲食店などテナント入居者の利用形態や地域実情に適応した運営を考慮する必要があることから、開業当初から指定管理者としての実績があり、施設内容を熟知している一般社団法人鮎川まちづくり協会を選定するもの。

5 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

民間事業者の専門性や創意工夫により、市民サービスの向上と経費の削減及び効率的な管理運営が図られる。

【財源措置】

債務負担行為 期間：令和6年度から令和10年度まで
限度額：指定管理者と締結する基本協定書に基づく指定管理料

年度	指定管理料
令和6年度	58,000千円
令和7年度	58,000千円
令和8年度	58,000千円
令和9年度	58,000千円
令和10年度	58,000千円
合計	290,000千円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案
令和6年 2月 指定管理に係る基本協定の締結
4月 指定管理に係る年度協定の締結
指定管理者による管理運営開始

⑨ その他